

宗教法人「三宝教団」規則変更事項（新旧対照表）

新（変更後） 宗教法人「三宝禪」規則	旧（変更前） 宗教法人「三宝教団」規則
宗教法人「三宝禪」規則	宗教法人「三宝教団」規則
目次	目次
第一章 総則（第一条～第四条）	第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 役員その他の機関	第二章 役員その他の機関
第一節 代表役員及び責任役員（第五条～第九条）	第一節 代表役員及び責任役員（第五条～第九条）
第二節 代務者（第十条～第十三条）	第二節 代務者（第十条～第十三条）
第三節 仮代表役員及び仮責任役員（第十四条～第十四条の2）	第三節 仮代表役員及び仮責任役員（第十四条）
第四節 代議員会（第十五条～第二十条）	第四節 代議員会（第十五条～第二十条）
第三章 寺院及び教会（第二十一条～第二十三条）	第三章 寺院及び教会（第二十一条～第二十三条）
第四章 財務（第二十四条～第三十七条）	第四章 財務（第二十四条～第三十七条）
第五章 叢林（第三十八条）	第五章 叢林（第三十八条）
第六章 補則（第三十九条～第四十三条）	第六章 補則（第三十九条～第四十一条）
附則	附則

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、宗教法人法による宗教法人であつて、「三宝禪」という。

(事務所の所在地)

第二条 この宗教法人（以下「法人」という。）は、事務所を神奈川県鎌倉市長谷一丁目六番五号に置き、これを「三宝禪本部」という。

(目的)

第三条 この法人は、正伝の仏道を信解行証し、これを全世界に広宣流布すると共に、儀式行事を行い、会員を教化育成し、寺院及び教会を包括し、その他この法人の目的を達成するための業務を行うことを目的とする。

(公告の方法)

第四条 この法人の公告は、機関誌「曉鐘」に一回掲載して行う。

第二章 役員その他の機関

第一節 代表役員及び責任役員

(員数)

第五条 この法人には、六人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第六条 代表役員は、この法人が別に定める「三宝禪清規」

第一章 総則

(名称)

第一条 この教団は、宗教法人法による宗教法人であつて、「三宝教団」という。

(事務所の所在地)

第二条 この宗教法人（以下「法人」という。）は、事務所を神奈川県鎌倉市長谷一丁目六番五号に置き、これを「三宝教団本部」という。

(目的)

第三条 この法人は、正伝の仏道を信解行証し、これを全世界に広宣流布すると共に、儀式行事を行い、僧侶及び檀信徒を教化育成し、寺院及び教会を包括し、その他この教団の目的を達成するための業務を行うことを目的とする。

(公告の方法)

第四条 この法人の公告は、機関誌「曉鐘」に一回掲載して行う。

第二章 役員その他の機関

第一節 代表役員及び責任役員

(員数)

第五条 この法人には、六人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第六条 代表役員は、この法人の規程たる清規により管長の監

下「清規」という。)に定める管長の職にある者をもつて充てる。

2 代表役員以外の責任役員は、本法人の師家から見性以上の修行力を具えた者と認定された会員のうちから適当な者を、代表役員が選任する。

(任期)

第七条 代表役員の任期は、管長在任中とする。

2 代表役員以外の責任役員の任期は、二年とする。但し、重任を妨げない。

3 捕欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第八条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員会の組織、招集及び職務権限等)

第九条 この法人は、責任役員で組織する責任役員会を置き、この法人の事務を決定する。

2 責任役員会は、代表役員が招集する。但し、責任役員の定数の過半数から請求があつた場合には、代表役員はすみやかに開催しなければならない。

3 責任役員会の議事は、責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等とする。

にある者をもつて充てる。

2 代表役員以外の責任役員は、清規により仏祖の大法を相続した僧侶又は檀信徒のうちから、代表役員が選任する。

(任期)

第七条 代表役員の任期は、管長在任中とする。

2 代表役員以外の責任役員の任期は、二年とする。但し、重任を妨げない。

3 捕欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第八条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員の職務権限)

第九条 責任役員は、この法人の事務を決定する。この場合においては、その議決権は、各々平等とし、その定数の過半数で決する。但し、可否同数のときは、代表役員の決するところによる。

- 4 代表役員以外の責任役員は、責任役員会の決定に基き、代表役員を補佐して、この法人の事務を執行する。
- 5 会議には、議事録を作成しておくものとする。

第二節 代務者

(置くべき場合)

第十条 代表役員又は責任役員が左の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- 一 死亡、辞任、任期満了その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。
- 二 病気、旅行その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第十一条 代表役員の代務者は、清規に定める仏祖の大法を相続した会員のうちから、前条第一号に該当するときは、代議員会において選定し、同条第二号に該当するときは、代表役員が選任する。

2 代表役員以外の責任役員の代務者は、本法人の師家から見性以上の修行力を具えた者と認定された会員のうちから適当な者を、代表役員又はその代務者が選任する。

(職務権限)

第十二条 代務者は、代表役員又は責任役員に代わって職務権限の全部を行う。

- 2 代表役員以外の責任役員は、責任役員の決定に基き、代表役員を補佐して、この法人の事務を執行する。

第二節 代務者

(置くべき場合)

第十条 代表役員又は責任役員が左の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- 一 死亡、辞任、任期満了その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。
- 二 病気、旅行その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第十一条 代表役員の代務者は、清規により仏祖の大法を相続した僧侶のうちから、前条第一号に該当するときは代議員会において選定し、同条第二号に該当するときは代表役員が選任する。

2 代表役員以外の責任役員の代務者は、僧侶又は檀信徒のうちから、代表役員又はその代務者が選任する。

(職務権限)

第十二条 代務者は、代表役員又は責任役員に代わってその職務権限の全部を行う。

(退職)

第十三条 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第三節 仮代表役員及び仮責任役員
(選定)

第十四条 代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、清規に定める仏祖の大法を相続した会員のうちから、代議員会において、仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、会員のうちから、責任役員会が、その議決権を有しない責任役員の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

(職務権限)

第十四条の2 仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代議員若しくは責任役員又はその代務者に代わってその職務を行う。

(退職)

第十三条 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第三節 仮代表役員及び仮責任役員

第十四条 代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表权を有しない。この場合においては、清規により仏祖の大法を相続した僧侶のうちから、代議員会において、仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決权を有しない。この場合においては、僧侶又は檀信徒のうちから、他の責任役員が、その議決权を有しない責任役員の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

第四節 代議員会

(組織)

第十五条 この法人の議決機関として代議員会を置き、五人の代議員で組織する。

(組織)

第十五条 この法人の議決機関として代議員会を置き、五人の代議員で組織する。

(代議員)

- 第十六条 代議員は会員のうちから、満二十才以上の会員の公選によつて定める。
- 2 代議員の任期は、三年とする。但し、重任を妨げない。
- 3 棄欠代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務权限)

- 第十七条 代議員会は、規則の変更、合併、解散、予算、決算その他重要な事項を審議する。

(招集)

- 第十八条 代議員会は、必要に応じ、代表役員が招集する。但し、代議員の過半数から請求があつた場合は、代表役員は、すみやかに招集しなければならない。

(議長)

- 第十九条 代議員会に議長を置き、代議員会開催の都度、代議員の互選によつて定める。

(議決)

- 第二十条 代議員会の議事は、代議員の定数の過半数で決する。

(代議員)

- 第十六条 代議員のうち、二人は僧侶のうちから、他の三人は檀信徒のうちから、清規による団員の公選によつて定める。
- 2 代議員の任期は、三年とする。但し、重任を妨げない。
- 3 棄欠代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務权限)

- 第十七条 代議員会は、規則の変更、合併、解散、予算、決算その他重要な事項を審議する。

(招集)

- 第十八条 代議員会は、必要に応じ、その都度、代表役員が招集する。

(議長)

- 第十九条 代議員会に議長を置き、代議員の互選によつて定める。

(議決)

- 2 議長の任期は、代議員の在任中とする。但し、重任を妨げない。

- 第二十条 代議員会の議事は、代議員の定数の過半数で決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三章 寺院及び教会

(被包括団体の種類)

第二十一条 この法人が包括する宗教団体は、寺院及び教会とする。

(設立、規則の変更等)

第二十二条 寺院若しくは教会を設立しようとするとき（この法人と被包括関係にない宗教団体がこの法人と被包括関係を設定しようとするとする場合を含む。）、又は寺院若しくは教会が左に掲げる行為をしようとするときは、が左に掲げる行為をしようとするときは、この法人の代表役員の承認を受けなければならない。

一 宗教法人となること。

二 規則を変更すること。

三 合併又は解散をすること。

(代表役員、責任役員及び代務者)

第二十三条 寺院又は教会の代表役員、責任役員及び代務者は、当該寺院又は教会の規則で定めるところによって選定する。

（代表役員、責任役員及び代務者）
第二十三条 寺院又は教会の代表役員、責任役員及び代務者は、当該寺院又は教会の規則で定めるところによって選定する。但し、代表役員が後任者を選定しないで、死亡し、又は失踪した場合において、代表役員又はその代務者を置こうとするときは、この法人の代表役員が選任する。

第四章 財務

(会費)

第二十四条 この法人は、その目的達成の経費に充てるため、

第三章 寺院及び教会

(被包括団体の種類)

第二十二条 この教団が包括する宗教団体は、寺院及び教会とする。

(設立、規則の変更等)

第二十二条 寺院若しくは教会を設立しようとするとき、又は寺院若しくは教会が左に掲げる行為をしようとするときは、この法人の代表役員の承認を受けなければならない。

一 宗教法人となること。

二 規則を変更すること。（この教団と被包括関係を設定することを含む。）

三 合併又は解散をすること。

(代表役員、責任役員及び代務者)

第二十三条 寺院又は教会の代表役員、責任役員及び代務者は、当該寺院又は教会の規則で定めるところによって選定する。

（代表役員、責任役員及び代務者）
第二十三条 寺院又は教会の代表役員、責任役員及び代務者は、当該寺院又は教会の規則で定めるところによって選定する。但し、代表役員が後任者を選定しないで、死亡し、又は失踪した場合において、代表役員又はその代務者を置こうとするときは、この法人の代表役員が選任する。

第四章 財務

(会費)

第二十四条 この法人は、その目的達成の経費に充てるため、

寺院及び教会並びに会員から、毎会計年度定期に、又は臨時に、会費として喜捨金を受ける。

(資産の区分)

第二十五条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。
2 基本財産は、左に掲げる財産のうちから設定する。

- 一 土地、建物その他の不動産
 - 二 公債、社債その他の有価証券
 - 三 永遠保存の目的で積み立てた財産
 - 四 基本財産として指定された寄附金
- 3 普通財産は、基本財産以外の財産、財産から生ずる果実、喜捨金及び一般の収入とする。

(基本財産の設定及びその変更)

第二十六条 基本財産の設定又はその変更をしようとするときは、責任役員会及び代議員会の議決を経なければならない。
(基本財産の管理)

第二十七条 基本財産たる現金は、不動産又は確実な有価証券に替え、確実な銀行に預け、その他適当に管理しなければならない

(基本財産の処分等)

第二十八条 左に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会及び代議員会の議決を経なければならない。

寺院及び教会並びに団員から、毎会計年度定期に、又は臨時に、団費として喜捨金を受ける。

(資産の区分)

第二十五条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。
2 基本財産は、左に掲げる財産のうちから設定する。

- 一 土地、建物その他の不動産
 - 二 公債、社債その他の有価証券
 - 三 永遠保存の目的で積み立てた財産
 - 四 基本財産として指定された寄附金
- 3 普通財産は、基本財産以外の財産、財産から生ずる果実、喜捨金及び一般の収入とする。

(基本財産の設定及びその変更)

第二十六条 基本財産の設定又はその変更をしようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。
(基本財産の管理)

第二十七条 基本財産たる現金は、不動産又は確実な有価証券に替え、確実な銀行に預け、その他適当に管理しなければならない

(基本財産の処分等)

第二十八条 左に掲げる行為をしようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

一 基本財産を処分し、又は担保に供すること。

二 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証をすること。

（財産目録の作成）

第二十九条 財産目録は、毎会計年度終了後三月以内に、前年度末現在によつて作成し、責任役員会及び代議員会の承認を受けなければならない。

（経費の支弁）

第三十条 この法人の経費は、普通財産をもつて支弁する。

（予算の編成）

第三十一条 予算は、毎会計年度開始一月前までに編成し、責任役員会及び代議員会の議決を経なければならない。

（予算の区分）

第三十二条 予算は、経常及び臨時の二部に分け、各々これを款項目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

（予備費の設定及び使用）

第三十三条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

（予算の追加及び更正）

第三十四条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、

一 基本財産を処分し、又は担保に供すること。

二 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証をすること。

（財産目録の作成）

第二十九条 財産目録は、毎会計年度終了後三月以内に、前年度末現在によつて作成し、代議員会の承認を受けなければならない。

（経費の支弁）

第三十条 この法人の経費は、普通財産をもつて支弁する。

（予算の編成）

第三十一条 予算は、毎会計年度開始一月前までに編成し、代議員会の議決を経なければならない。

（予算の区分）

第三十二条 予算は、経常及び臨時の二部に分け、各々これを款項目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

（予備費の設定及び使用）

第三十三条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

（予算の追加及び更正）

第三十四条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、

責任役員会及び代議員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(決算の作成)

第三十五条 決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、責任役員会及び代議員会承認を受けなければならない。

(歳計剩余金及び予算外収入の処置)

第三十六条 歳計に剩余を生じたときは、又は予算外に収入があつたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ、又は責任役員会及び代議員会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第三十七条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第五章 叢林

第三十八条 この法人は、参禅学道の宗旨に基き、人材を養成するため、叢林を経営し、清規による師家及び準師家を置き、その事業の管理運営に当らせる。

第五章 叢林

第三十八条 この法人は、参禅学道の宗旨に基き、人材を養成するため、叢林を経営し、清規による師家及び准師家を置き、その事業の管理運営に当らせる。

代議員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(決算の作成)

第三十五条 決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、翌年度の代議員会に提出してその承認を受けなければならない。

(歳計剩余金及び予算外収入の処置)

第三十六条 歳計に剩余を生じたときは、又は予算外に収入があつたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ、又は代議員会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第三十七条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 梯則

(支援団体)

第三十九条 この法人は、この法人の活動を支援運営する団体として三宝興隆会を承認する。

(規則の変更及び合併)

第四十条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会及び代議員会の議決を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならぬ。この法人が合併しようとするときも、また同様とする。

(解散)

第四十一条 この法人が解散しようとするときは、第九条第三項及び第二十条の規定にかかわらず、責任役員及び代議員のそれぞれ定数の全員の議決を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。

2 この法人が解散したときは、その残余財産は、解散の時ににおいて、第九条第三項の規定にかかわらず、責任役員の定数の全員の議決によって選定された者に帰属する。

第六章 梯則

(規則の変更及び合併)

第三十九条 この規則を変更しようとするときは、代議員会の議決を経て、文部大臣の認証を受けなければならない。この法人が合併しようとするときも、また同様とする。

(解散)

第四十条 この法人が解散しようとするときは、第九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、責任役員及び代議員のそれぞれ定数の全員の議決を経て、文部大臣の認証を受けなければならない。

2 この法人が解散したときは、その残余財産は、解散の時ににおいて責任役員の定数の全員の議決によつて選定された者に帰属する。

(備付書類及び帳簿)

第四十二条 この法人の事務所には次の帳簿を備え付けなければならぬ。

- 一 規則及び認証書
- 二 責任役員名簿及び代議員名簿
- 三 財産目録
- 四 責任役員会議事録及び代議員会議事録

(施行細則)

第四十三条 この規則を施行するために必要な細則は、責任役員会及び代議員会の議決を経て定めることができる。

- 附則
1 この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成 年 月 日）から施行する。

(施行細則)

第四十一条 この規則を施行するために必要な細則は、代議員会の議決を経て定めることができる。

代議員

平成二十八年四月十七日

宗教法人「三宝教団」

代表役員 山田匡通